

【諸外国におけるBEPS最終報告書への対応状況・動向調査(II)】

(移転価格文書化について)

(2016年3月30日時点)

		日本 (OECD加盟)	インドネシア (G20)	シンガポール	タイ
概要		【改正・対応済み】 マスターファイルと国別報告書の提出義務化、ローカルファイルの同時文書化(平成28年度税制改正)	【対応予定】 マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書等の導入を予定	【その他】 2015年1月に公表されたガイドラインにおいて移転価格文書の作成が義務化	【その他】 移転価格に関する書類の提出義務又はステートメントの開示義務を課す改正法が審議中
国別報告書	適用開始時期	2016年4月1日以後開始会計年度	検討中	未対応	未対応
	提出義務者	連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍グループの最終親事業体等			
	提出時期	最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日			
	使用言語	英語			
	罰則等	罰則あり			
	2016年1月27日付情報交換合意への署名の有無	有			
マスターファイル	適用開始時期	2016年4月1日以後開始会計年度	検討中	未対応	未対応
	作成・提出義務者	連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍グループの内国法人			
	作成・提出時期	最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日			
	使用言語	日本語または英語			
	罰則等	罰則あり			
ローカルファイル ※インドネシア、シンガポールについては、現行制度を記載	適用開始時期	2017年4月1日以後開始事業年度	現行制度	現行制度	未対応
	作成・提出義務者	国外関連取引を行った法人 ※一定(国外関連者との前期の取引金額が50億円未満、かつ、無形資産取引金額が3億円未満)の場合には同時文書化義務が免除される	関連者との取引金額合計が取引先毎に年間100億インドネシアルピア以上ある会社	性質及び金額が一定の要件を満たす関連者間取引を行った納税者	
	作成・提出時期	同時文書化義務あり(確定申告書の提出期限までに作成) 当局の要求から45日以内に提出	同時文書化義務あり 当局の要求から7日(最大30日まで延長可)以内に提出	同時文書化義務あり 当局の要求から30日以内に提出	
	使用言語	特段指定なし	法令上の指定は特になく、インドネシア語・英語も認められているが、英語の場合は翻訳を求められる可能性がある	英語	
	罰則等	推定課税及び同業者調査	罰則なし	1,000SGD以下の罰金または6ヶ月以下の懲役	

(出典:経済産業省HP
日本とASEAN国のみ抜粋)